

安全保障理事会決議 2254 (2015)

2015年12月18日、安全保障理事会第7588回会合にて採択

安全保障理事会は、

安保理諸決議 2042 (2012)、2043 (2012)、2118 (2013)、2139 (2014)、2165 (2014)、2170 (2014)、2175 (2014)、2178 (2014)、2191 (2014)、2199 (2015)、2235 (2015) および 2249 (2015) 並びに 2011年8月3日 (S/PRST/2011/16)、2012年3月21日 (S/PRST/2012/6)、2012年4月5日 (S/PRST/2012/10)、2013年10月2日 (S/PRST/2013/15)、2015年4月24日 (S/PRST/2015/10) および 2015年8月17日 (S/PRST/2015/15) の議長諸声明を想起し、

シリア・アラブ共和国の主権、独立、統一および領土保全に対する、並びに国際連合憲章の目的と原則に対する安保理の強い公約を再確認し、

シリア国民の継続している苦しみ、悲惨なまた悪化している人道状況、現行の紛争および執拗なまた残忍な暴力、テロリズムおよびテロリズムを支援する暴力的な過激主義のイデオロギーの悪影響、シリアでの戦いに寄り集まるテロリストの増加をもたらしていることを含む、地域およびそこを越えたところでの不安定にしている危機の効果、同国における物理的な破壊、および増加しているセクト主義に対する安保理の極めてゆゆしき懸念を表明し、そして状況が、政治的解決のないことで悪化し続けることになることを強調し、

全ての当事者が、民族的、宗教的および宗教信仰の団体の構成員を含む、文民を保護するためにあらゆる適切な措置を講じるという安保理の要求を想起し、そして、これに関連して、その住民を保護する主要な責任は、シリア当局にあることを強調し、

シリアにおける現在の危機に対する唯一の持続可能な解決策は、政府機関の継続性を確保する一方で相互の同意を基礎に形づくられる、十分な行政権限をもった包摂的な暫定統治機関の設立を通じたものを含む、決議 2118 (2013) により是認された 2012年6月30日のジュネーブ・コミュニケの完全実施のために、シリア国民の合法的な憧れに合致する包括的なまたシリア人主導の政治的過程を通してで

あることをくり返し表明し、

シリアにおける紛争に終わりをもたらすことに役立つ、国際シリア支援グループ（ISSG）の外交努力を、これに関連して、奨励し、

2015年10月30日のウィーンにおけるシリアに関する多当事者間会談の成果文書に関する共同声明および2015年11月14日のISSGの声明（以下「ウィーン諸声明」）に定めるように、完全にジュネーブ・コミュニケに基づくシリア人主導のまたシリア人が所有する政治的移行を確保するISSGの公約を称賛し、そしてこの目標に向けて一生懸命にまた前向きに活動するというシリアにおける全ての当事者の緊急性を強調し、

国連が促進した政治過程に対する全ての当事者に対し、政府機関の継続性を確保することに対する、民族性または宗教の宗派に関わりなく、全てのシリア国民の権利を保護することに対する、また同国全土の人道的アクセスを確保することに対する、シリアの統一、独立、領土保全および無宗派の性格に対する公約を含む、ISSGにより特定された原則を遵守することを促し、

シリアのための国連が促進した政治過程における女性の意味ある参加を奨励し、

政治過程を始めることを可能にするためにその交渉代表を決定しそしてその交渉の立場を明示する、シリア人により選ばれた、反政府勢力の可能な限り広い範囲を呼び集めるための目標を念頭に置きつつ、モスクワおよびカイロにおける会合並びにこの目的のための他の活動に留意し、そしてその成果が、ジュネーブ・コミュニケと「ウィーン諸声明」に従った、紛争の政治的解決に関する国連後援の下での交渉の準備に貢献する、2015年12月9－11日のリヤドにおける会合の実用性に特に留意し、またこの目的に対する取組を完了するシリア担当事務総長特使に期待し、

1. 2012年6月30日のジュネーブ・コミュニケの安保理の是認を再確認し、シリアにおける紛争を終わらせるためのシリア人主導のまたシリア人が所有する政治的移行の基礎としての、ジュネーブ・コミュニケの完全実施の遂行における「ウィーン諸声明」を是認し、そしてシリア国民が、シリアの将来を決定することを強調する。

2. 事務総長に対し、彼の周旋およびシリア担当の彼の特使の取組を通して、危機の永続的な政治的解決を目的に、2015年11月14日ISSG声明に一致した、ジュネーブ・コミュニケに従って、会談の開始について2016年1月初めを目標に、緊急に、政治的移行過程に関する公式の交渉に参与するシリア政府および反政府勢力の代表を招集することを要請する。

3. シリアにおける永続的な政治的解決を達成する国際連合の取組を促進するための中心的なプラットフォームとしてのISSGの役割を認める。

4. これに関連して、国際連合により促進されているまた6か月の目標以内に、信頼に足る、包摂的で非宗派の支配を確立するそして新しい憲法を起草するための予定と過程を設定する、シリア人主導の政治過程に対する、安保理の支持を表明し、そして2015年11月14日ISSG声明において定められたような、参加する資格を有する、国外離散者の構成員を含む、全てのシリア人が参加した、18か月以内に開催されるそして管理を納得させることのためにまた透明性と説明責任の国際的な最高基準のために国際連合の監督の下で運営されることになっている、新しい憲法に基づいた自由で公正な選挙に対する安保理の支持を更に表明する。

5. 2012年のジュネーブ・コミュニケに基づいた、停戦と並行した政治過程との間の密接な関連性、およびその両方の活動は速やかに前に進むべきことを認め、そしてこれに関連して、実施することにおいてISSGが支持しまた支援すること、2015年11月14日ISSG声明において定めるように、ジュネーブ・コミュニケを基礎とした、国連後援の下での政治的移行に向けた最初の措置をシリア政府と反政府勢力の代表が始めるや否や有効になること、そして緊急にそうすることをISSGが誓約した、シリアにおける全国的な停戦に対する安保理の支持を表明する。

6. 事務総長に対し、彼の特使事務所を通してまた関連する当事者と協議して、停戦の様式と要件を決定するための並びに停戦履行を支援するための計画立案を継続するための、取組を指揮することを要請し、そして、加盟国、とりわけISSGの構成国に対し、そのような停戦に合意しそして遵守することを全ての関連する当事者に迫ることを含む、停戦を達成するためあらゆる取組を支持しそして加速することを促す。

7. 停戦の監視、検証および報告制度の必要性を強調し、事務総長に対し、可及的速やかにそして

本決議の採択後遅くとも1か月以内に、安保理が支持できるそのような制度のための選択肢について安全保障理事会に報告することを要請し、そして安全保障理事会の理事国を含む、加盟国に対し、そのような制度を支持するため、専門知識および物品での貢献を含む、支援を提供することを奨励する。

8. 安全保障理事会により指定されたそしてさらに2015年11月14日のISSG声明に基づいて、ISSGにより合意されそして安全保障理事会により決定される可能性のある、イラクおよびレバントのイスラム国(ISIL、ダーシュとして知られている)、アル・ヌスラ戦線(ANF)、およびアル・カーイダまたはISIL並びにその他のテロリスト集団と関係を有する全ての他の個人、集団、企業および団体により特に犯されたテロ行為を予防しそして抑圧するという、またシリアのかなり部分について彼らが確立してきた安全な避難所を根絶するという、加盟国に対する決議2249(2015)における安保理の呼びかけをくり返し表明し、そして2015年11月14日ISSG声明において定めるように、上記停戦は、これらの個人、集団、企業および団体に対する攻撃または自衛活動には適用されないことに留意する。

9. テロリストとしての決定の可能性のある個人および集団についてのISSG内で共通理解の策定を助けるためのヨルダン政府により実施されたそしてテロリスト集団を決定するためのISSGの勧告を速やかに審議することになる取組を歓迎する。

10. 政治過程および永続的な停戦の実行可能性に役立つ信頼醸成措置を講じるシリアにおける全ての当事者の必要性を強調し、そして全ての国家に対し、和平過程、信頼醸成措置および停戦に向けての措置を前に進めるというシリア政府およびシリアの反政府勢力へのその影響力を行使することを求める。

11. 事務総長に対し、もっと程度の進んだ信頼醸成措置のための選択肢について、可及的速やかにまた本決議の採択から遅くとも1か月以内に、安保理に報告することを要請する。

12. 当事者に対し、最短経路によるシリア全土への迅速、安全そして妨害のないアクセスを人道機関に直ちに許可すること、必要としている全ての人々、とりわけ包囲されたまた辺鄙な地区の人々、に達する緊急の、人道支援を許可すること、あらゆる恣意的に拘束された人々、特に女性および子どもを解放することを求め、ISSG諸国に対し、これらの目的のためにその影響力を直ちに行使することを求め、そして諸決議2139(2014)、2165(2014)、2191(2014)およびその他の適用可能な諸決議の完

全履行を要求する。

13. 全ての当事者が、直ちに文民および民用物たる物に対する、医療施設および要員に対する攻撃を含む、あらゆる攻撃、および砲撃および空爆を含む、兵器のあらゆる無差別使用を直ちに止めることを要求し、これに関連して当事者に迫るという ISSG による公約を歓迎し、そして全ての当事者が、適用可能な場合には国際人道法および国際人権法を含む、国際法の下での自らの義務を直ちに遵守することを更に要求する。

14. 難民の地位に関する条約および議定書の適用可能な条項を含む国際法に従って、また難民を受け入れている諸国の利益を考慮しつつ、自らの地元への難民および国内避難民の安全且つ自発的な帰還並びに影響を受けた地区の復興のための条件を構築する極めて重要な必要性を強調し、加盟国に対し、これに関連して支援を提供することを促し、この努力に対する重要な貢献としての、連合王国、ドイツ、クウェート、ノルウェーおよび国際連合により主催される、2016 年 2 月のシリアに関するロンドン会議に期待し、そしてシリアの紛争後の再建および復興に対する安保理の支援を更に表明する。

15. 事務総長が、60 日以内に、国連が促進した政治過程の進展に関するものを含む、本決議の履行について安全保障理事会に折り返し報告することを要請する。

16. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。